

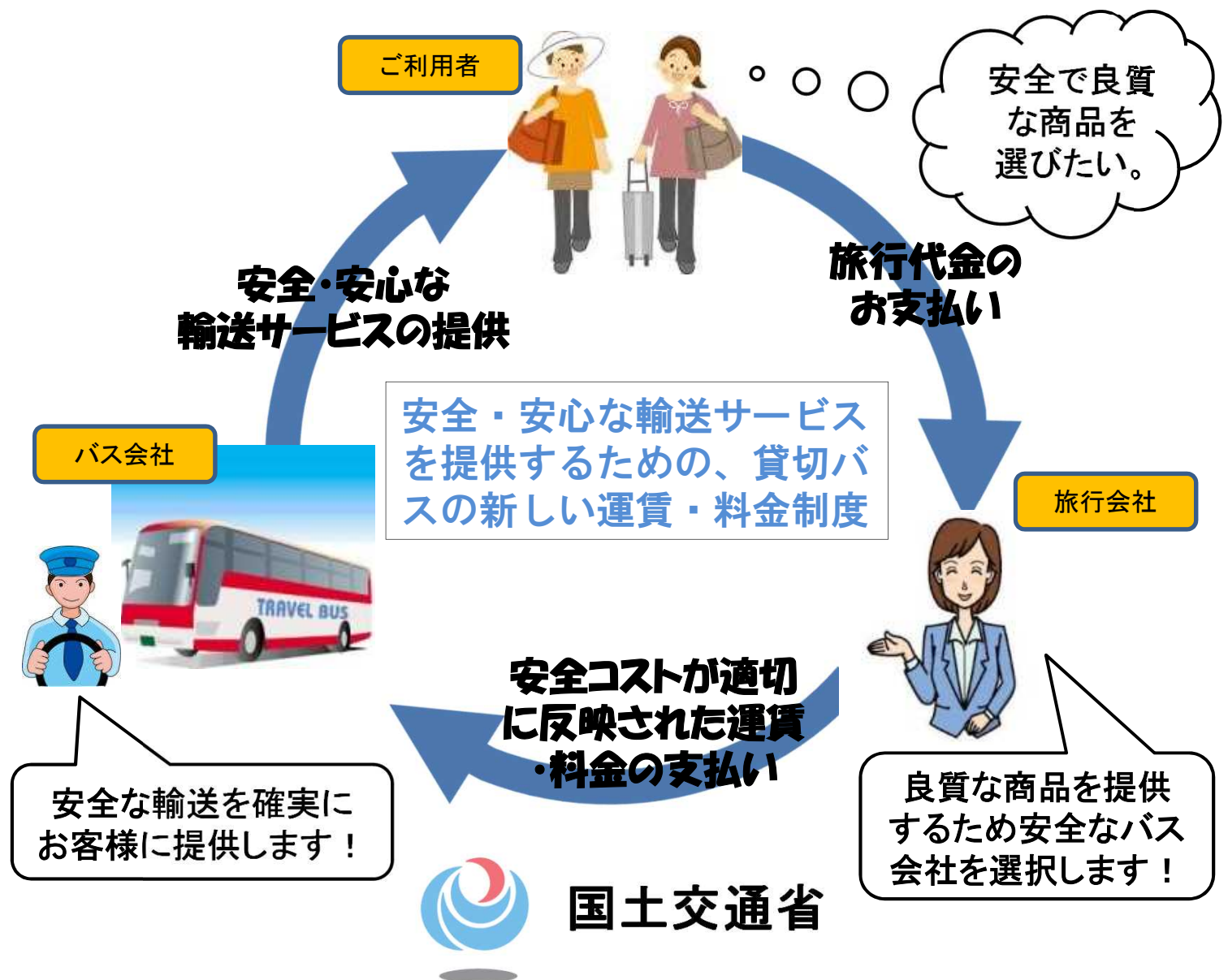
貸切バスをご利用される皆様へ

貸切バスの運賃・料金制度が新しくなりました!!

国土交通省では、高速ツアーバス事故を踏まえて貸切バスの構造的な問題の改善に取り組んでおり、その一環として、平成26年4月1日より新たな貸切バスの運賃・料金制度を実施しました。

新しい運賃・料金制度は、**利用者の安全に関わる費用(安全コスト)を適切に反映**するために導入するものです。

安全コストが適切に反映された運賃・料金を収受することにより、貸切バス事業者は、**安全・安心な輸送サービスを提供**することができます。



○ 関東運輸局管内の新たな運賃・料金の額（変更命令の検討を必要としない運賃・料金額）

			旧下限額	新下限額
運賃	キロ制運賃 (1km 当たり)	大型車	1 2 0 円	1 6 0 円
		中型車	1 0 0 円	1 4 0 円
		小型車	8 0 円	1 2 0 円
	時間制運賃 (1時間 当たり)	大型車	5, 3 1 0 円	6, 5 8 0 円
		中型車	4, 4 9 0 円	5, 5 6 0 円
		小型車	3, 8 5 0 円	4, 7 7 0 円
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金 (1km 当たり)	3 0 円	4 0 円
		時間制料金 (1h 当たり)	2, 1 3 0 円	2, 4 3 0 円
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割
	特殊車両割増料金		運賃の5割以内	設備や購入価格等を勘案した割増率

※車種区分の定義

大型・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型・・・大型車、小型車以外のもの

小型・・・車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下